

改正後	改正前						
<b>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</b>	<b>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</b>						
<p><b>1 適用範囲</b></p> <p><u>この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき行う集成材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p><b>2 格付の表示の様式</b></p> <p><b>2.1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材</b></p> <p>格付の表示の様式は<b>図1</b>とし、次の<b>a)</b>から<b>i)</b>までのとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>図1—造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材の格付の表示の様式</b></p> <p><b>a)</b> 外円の直径は、<u>35 mm</u>とし、内円の内側の直径は、<u>18.5 mm</u>とする。  <b>b)</b> 内円の厚さは、<u>1.5 mm</u>とする。  <b>c)</b> <u>JAS</u>の文字の高さは、<u>7 mm</u>とする。  <b>d)</b> 等級の円の長径は、<u>12 mm</u>とし、短径は、<u>8 mm</u>とする。  <b>e)</b> 等級を表す文字の高さは、<u>5 mm</u>とする。  <b>f)</b> 等級は、<u>1等</u>又は<u>2等</u>の別を記載する。  <b>g)</b> 文字（等級を表す文字を除く。）及び縁の色は、<u>白</u>とし、<u>その他の部分の色は、1)又は2)</u>の品目毎に掲げる標準色とする。                  （削る。）</p> <p><b>1)</b> <u>造作用集成材</u>にあつては、<u>黄色</u>とする。  <b>2)</b> <u>化粧ばり造作用集成材</u>にあつては、<u>緑色</u>とする。  <b>h)</b> 認証機関名は、<u>略称</u>を記載してもよい。  <b>i)</b> 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、<u>次のとおり</u>とする。</p>	<p>（新設）</p> <p><b>二 様式</b></p> <p><b>1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材</b></p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><b>(1)</b> 外円の直径は、<u>35 mm</u>とし、内円の内側の直径は、<u>18.5 mm</u>とする。  <b>(2)</b> 内円の厚さは、<u>1.5 mm</u>とする。  <b>(3)</b> <u>JAS</u>の文字の高さは、<u>7 mm</u>とする。  <b>(4)</b> 等級の円の長径は、<u>12 mm</u>とし、短径は、<u>8 mm</u>とする。  <b>(5)</b> 等級を表す文字の高さは、<u>5 mm</u>とする。  <b>(6)</b> 等級は、<u>1等</u>又は<u>2等</u>の別を記載する。  <b>(7)</b> 文字（等級を表す文字を除く。）及び縁の色は、<u>白</u>とし、<u>その他の部分の色は、次の表</u>に掲げる品目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる標準色とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 名</th> <th style="text-align: center;">標 準 色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>造作用集成材</u></td> <td style="text-align: center;"><u>黄 色</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>化粧ばり造作用集成材</u></td> <td style="text-align: center;"><u>緑 色</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（新設）                  （新設）</p> <p><b>(8)</b> 認証機関名は、<u>略称</u>を記載することができる。  <b>(9)</b> 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、<u>次のとおり</u>とする。</p>	品 名	標 準 色	<u>造作用集成材</u>	<u>黄 色</u>	<u>化粧ばり造作用集成材</u>	<u>緑 色</u>
品 名	標 準 色						
<u>造作用集成材</u>	<u>黄 色</u>						
<u>化粧ばり造作用集成材</u>	<u>緑 色</u>						

- 1) 外円の直径は、35 mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100とする。
- 2) b)からe)までについては、外円の直径を 35 mm 超とするときは、a)に規定する外円の直径に対する、1)の外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
- 3) 印字は、黒色の単一色とする。

## 2.2 化粧ばり構造用集成柱

格付の表示の様式は図 2とし、次のa)からf)までのとおりとする。

(略)

図 2—化粧ばり構造用集成柱の格付の表示の様式

- a) 外円の直径は、35 mmとし、内円の内側の直径は、18.5 mmとする。
- b) 内円の厚さは、1.5 mmとする。
- c) JASの文字の高さは、7 mmとする。
- d) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、ピンク色とする。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
  - 1) 外円の直径は、35 mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100とする。
  - 2) b)及びc)については、外円の直径を 35 mm 超とするときは、a)に規定する外円の直径に対する、1)の外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
  - 3) 印字は、黒色の単一色とする。

## 2.3 構造用集成材

格付の表示の様式は図 3とし、次のa)からf)までのとおりとする。

(略)

図 3—構造用集成材の格付の表示の様式

- a) 外円の直径は、35 mmとし、内円の内側の直径は、18.5 mmとする。
- b) 内円の厚さは、1.5 mmとする。
- c) JASの文字の高さは、7 mmとする。
- d) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
  - 1) 外円の直径は、35 mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100とする。
  - 2) b)及びc)については、外円の直径を 35 mm 超とするときは、a)に規定する外円の直径に対する、1)の外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
  - 3) 印字は、黒色の単一色とする。

- ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100とする。
- イ (2)から(5)までについては、外円の直径を 35mm 超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
- ウ 印字は、黒色の単一色とする。

## 2 化粧ばり構造用集成柱

(新設)

(略)

(新設)

- (1) 外円の直径は、35 mmとし、内円の内側の直径は、18.5 mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5 mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7 mmとする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、ピンク色とする。
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
  - ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100とする。
  - イ (2)及び(3)については、外円の直径を 35mm 超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
  - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

## 3 構造用集成材

(新設)

(略)

(新設)

- (1) 外円の直径は、35 mmとし、内円の内側の直径は、18.5 mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5 mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7 mmとする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
  - ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100とする。
  - イ (2)及び(3)については、外円の直径を 35mm 超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
  - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

### 3 表示の方法

#### 3.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印しなければならない。

#### 3.2 構造用集成材

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印しなければならない。

### 二 表示の方法

#### 1 造作用集成材、化粧ばり造成用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。

#### 2 構造用集成材

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。